

小農における価格法則・再論

仙 田 久 仁 男

目 次

1. は し が き
2. 前稿における問題点
3. 小農の価値生産額がVであり、農産物価格がC + V
である理由
4. 現状への適用
5. む す び

1. は し が き

私は、以前に「小農における価値生産と農産物価格形成に関する一試論」と題する小論を公にした（日本農業経済学会編『農業経済研究』、第47巻第1号、1975）。この論稿の目的は、小農（単純商品生産者）が生産する農産物商品の価格法則を理論的に研究するところにあった。すなわち、一般に小農が生産する農産物の価格は費用価格（C + V）水準に定まるといわれているが、そのことは経験的には承認されとしても、そうなる必然性を理論上で明らかにするまでにはいたっていない実情にあるため、これについて私なりの説明を試みたのである。

その論稿でいわんとしたことの大本筋はいまも私は変更の必要を感じない。しかし、論証の過程では少なからぬ弱点があったことは認めざるをえない。ふりかえ

ってみると重要なところで不可欠の論点を欠落させていたり、説明不足であったりして、そのために的はずれな議論を展開している箇所もある。そこで、本稿ではもう一度この問題をあつかって前稿の補足としたい。また、そうして得たものを現実の日本の農産物価格問題に適用して、抽象的ながらこれがよく現状を説明しうるかその有効性を検討してみたい。

- 1) いうまでもなく、このことはふるくはマルクスの次の一文に負うている。「分割地農民にとっての搾取の制限として現象するのは、一方では、彼が小資本家たるかぎりでは資本の平均利潤ではなく、また他方では、彼が土地所有者たるかぎりでは地代の必要ではない。小資本家としての彼にとっての絶対的制限として現象するのは、本来的費用を控除したのち彼が自分自身に支払う労賃にほかならない。生産物の価格が彼にこの労賃を保証するかぎり、彼は自分の土地を耕作するはずであって、この労賃はしばしば肉体的最低限度まで下ることがある」（マルクス『資本論』、長谷部文雄訳、青木書店、第三部（下）、1134～1135頁）。
- 2) 前稿でも引用したが、この点について花田仁伍氏は次のように述べている。「小農・小生産者の商品価格が $C+V$ で規定されるということについては、生産価格論に対応するような理論的体系——価値（論）を基礎とした法則的展開——は完成されていない。……生産価格論に対応するような論理的体系なくして、小農の場合必要なのは利潤でも地代でもなく労賃部分だけだから、 $C+V$ 水準で規定されるというような理解で満足とするならば、それは生産価格論を媒介せずに、資本の生産物の価格は『支払い』に必要な労賃と地代と、そして目的たる利潤によって『構成』されるという、いわゆるスミスの『構成説』の段階を脱しているとはいえない」(花田仁伍「 $C+V$ 理論に対する若干の疑問」、九州農業経済学会編『農業経済論集』、第14巻、1963、66～67頁、同『日本農業の農産物価格問題』、農山漁村文化協会、1978、139頁)。

2. 前稿における問題点

小農が生産する農産物の価格が費用価格の高さに定まるということの論証にあたって、前稿で私が最も力をいれて主張したのは、小農にあっては剰余価値¹⁾の生産はありえないという点である。これは通説²⁾とは著しくちがった見解であるが、私はそう思った。

というのは、私はこの生産様式においては、剰余価値を生じさせる条件はない

と考えたからにはほかならない。

一般に、剰余価値が発生するためには二つの条件が必要である。一つは、生産力の一定水準以上への上昇という事柄である。いうまでもなく、人類が存続するためには直接的生産者が自らを維持し再生産しうるに足りるだけの量の生活諸物資が最低限までもって生産されるような状態が確保されていなければならない。そうでなければ人類は滅亡してしまう。とすれば——もとより一ヶ月とか一年とか一定期間をくぎっての議論であるが——、それをこえるほどの生産量がないところでは剰余価値はおよそはじめから問題になりえないわけで、その意味で剰余価値の発生には一定の水準以上への生産力の上昇が不可欠なのである。

二つには、直接的生産者が他人からかりたてられて労働すること、すなわち「強制労働」³⁾の实在という事柄である。このことは要するに直接的生産者から生産物の一部をとりあげる別の人格が存在するという点だが、それはもとをたせば直接的生産者と生産諸手段の所有者とが人格的に分離しているという点に起因したことである。したがって、この条件は直接的生産者と生産諸手段の所有者との人格的分離といいかえることもできる。

この二つの事柄があるときに剰余価値は発生する。人類がこれまでに経験してきた階級社会、すなわち奴隷制社会、封建制社会、そして資本制社会はいずれもこの条件をみたしており、かくしてこれらの社会では剰余価値の発生をみたのである。

私が小農には剰余価値の生産はないといったのは、ここではこの二つの条件のうち後の方である「強制労働」の实在という点が欠如していると思うからである。問題にしている小農は封建社会以降にあらわれたものをさしているから、前の方の条件である生産力の一定水準以上への上昇ということは十分に満足している。しかし、小農においては生産諸手段はすべて直接的生産者たる小農自身が所有しているという状態が通例であって、そうならばここからは「強制労働」といったものは生じないといわなければならない。この生産様式のもとでは労働の投入量は直接的生産者自身の裁量で決定でき、そこからは他人からかりたてられて

する労働などは本来的におこりえないのである。くりかえすと、この場合は労働はぜんぶ直接的生産者自身のためにおこなわれるのであって、他人のためにする労働は少しもないのである。小農がその労働投入によって、一定の期間内にどれほどの価値額を生産しようと、そしてその使用価値的表現としていかなる量の有用物（農産物）を生産しようと、それはすべて彼のものである。その意味ですべてV範疇のものである。私が、小農においては剰余価値の生産はないといったのはこの理由による。

前稿ではこの主張を基礎に、さらにこの段階での商品の交換法則は等価値交換——マルクスが与え、エンゲルスが彼の「補遺」でより詳しく論じたもの——であるとして、小農における農産物の価格は法則的に費用価格の高さに決まると論定したのであった。

こうした前稿での展開は、その大筋については私はいまも同じようくりかえしたい。ただ、そのためには、前稿で示した説明のあり方をいまだ少し補足したり、部分的に修正する必要を痛感する。つまり前稿では結論はよいがその論証の仕方は必ずしも十分ではなかった⁴⁾と思うのである。

補足ないし修正を必要とするところは、いずれも上記の傍点部分にかかわってである。まず、補足すべきところは、一定期間において小農によって生産される使用価値の量（的増大）とそこでの剰余価値の発生否定という議論についてである。前稿では既述のようないい方のあと、なお疑問のでてくることを予想して以下のように述べた。

「使用価値の面についていえば、人間社会のある時期からは、生産者自身の消費をこえる『剰余』部分は必ず存在していたはずである（『労働の維持費以上に、労働生産物のある剰余ができ、この剰余から社会的生産元本・予備元本がつくられ、それが増加してゆくことが、いっさいの社会的、政治的および知的な発展がつづいてゆくための基礎であったし、いまもそうである』〈エンゲルス『反デューリング論』、（下）、粟田賢三訳、岩波文庫、82頁〉）。だからその見地からすれば、小農の場合も『剰余』があるはずであり、そうなればそ

れに相当するものとして剰余価値もあってしかるべきで、これを否定するのはまちがいかとも思える。だが、それはそうではない。たしかに人間が生きるための肉体的最低限度の使用価値量が問題になるとすれば、いつの時代にも『剰余』はあるだろうし、またそうでなくても生産力があがれば、その生産者の消費をこえるものは容易につくられるであろう。けれどもその場合は、別の使用価値との交換を目的として、それゆえはじめからその部分も結局は自分の消費のため、つまり決して『剰余』などではなくVの一部として生産されていることを忘れてはならない。この生産は、生産手段の自由な所有にもとづく『強制』のない生産であって、あくまで生産者自身のための生産であることこそ想起されるべきである。Vであらわされている使用価値の量は自然的・固定的ではなく、社会的・歴史的であり、その内容も定まったものではない（『労働力の価値は、労働力の所有者の維持に必要な生活手段の価値である。……いわゆる必然的欲望の範囲は、その充足の仕方と同じように、それ自身一の歴史的産物であり、したがってまた大部分は一国の文化段階に依存するのであり、なかんずくまた本質的には、いかなる条件のもとで——したがっていかなる慣習や生活要求をもって——自由労働者の階級が形成されたかということに依存する』〈マルクス『資本論』、前掲邦訳、第一部（上）、320—321頁〉）。『生産物量または使用価値量そのものは、価値についても、剰余価値についても、利潤についても、けっして決定的ではない』（マルクス『剰余価値学説史』『マルクス＝エンゲルス全集』、大内兵衛・細川嘉六監訳、大月書店、第26巻Ⅲ、484頁）のであって、だからいくら生産力があがろうと小農という生産様式のままで、それはすべてVの範囲内に属するものであり、それで剰余価値がつくられるということはない。すなわち使用価値面でみる『剰余』は、資本制生産・剰余価値生産の必要条件ではあるが、十分条件ではないのである。小農に剰余価値の生産がないという点と、使用価値の問題とは、このように整合的に理解されて納得しうるものとなる」（前稿、36頁）。

この文章は、私には諒解できるものであるが、表現のまずさから、何かしらこ

ここでは小農にも剰余価値の存在をみとめつつまた否定しているといった矛盾した内容を展開しているようにも受け取れる⁵⁾。それは本意ではないので、是非、補足しておきたいと思うのである。

ついで、修正すべきところとは、小農の生産する価値額についてである。これまでに論じてきたことは、小農は剰余価値を生産しないということであった。ということは、小農が一定期間内に生産する価値額はそのまま V の大きさに等しいということにほかならない。生産された価値のうち剰余価値は生産しないというのであるから、それはすべて V であるとしかしいようがなく、かかる帰結は必然である。

このことは当面の小農生産制下の価格法則の規定という目的にとっては何より重要な論点であるが、一考を要するのは——小農と資本制生産とが共存していない場合はよいとして——、問題になっている小農のまわりにおいてすでに資本制生産が発達しており、二つの異なった生産様式が一社会のなかに共存している場合に——日本でこれまでにおこなわれてきた小農制下の農産物価格研究はつねに日本の農産物価格問題が念頭におかれており、たいいてこの場合のものである。——はたしてさほど簡単にそうしたことがいえるのであろうかという点である。なぜなら、資本制生産がすでに発達しているということは、いうまでもなくそこには労働力商品が実在し、擬制的でない本物の労働力の価値としての V ——日価値でも月価値でも年価値でもかまわないが一定期間における——の大きさが確定していることを意味するが、そうであればそのなかで小農が生産する価値額が V であるということを用いるためには、小農が一定期間に生産する価値額と資本制生産で同じ期間に労働力の価値として現実に労働者に支払われている額とが同じであることがいえなければならないからである。あくまで抽象的な段階での議論であるが、一つの社会のなかの同じ期間を考えているのに、そこに量的にちがった二つの V が同時に存在するといったようなことはありえず、したがって小農の側で規定された V 、資本制生産の側で規定された V 、と別々の大きさのものが一緒に存在するといったようなことはありえない。当然に一定社会の一定期間におけ

る V の大きさは一つであり、それはこの場合は本来的な V である資本制生産のものである。だから、もしこの V と比較して小農の生産する価値量が多ければ、いかに否定しようとしてもそれは小農で剰余価値の生産があったことにならざるをえないし、反対に少なければ、小農の価値生産額は V に満たないということにならざるをえない。そのようなときには、いずれも小農の価値生産額が V であるとはいえないのである。こうした理由から、小農の価値生産額は、 V であり剰余価値の生産はないという私の主張が一貫するためには、どうしても小農の一定期間における生産価値額が資本制生産で現実にあられ、同じ一定期間に労働者に支払われている労働力の価値としての V に量的に一致することを証明する必要がある。

上でも少しふれたが、これがまだ資本制生産がない社会での小農、いいかえるとすべての生産部門で小商品生産が支配的なところでの小農であるならば、そういう心配はしなくてよい。その場合は、小農もふくめどの生産部門も同じ生産様式であるため価値の生産状況も同じであり、小農で V としたものは他のどこでも共通であるからである。だが、いまはそうではない場合を考えているのである。

私は前稿ではこの論点をまったく不正確にしか展開できなかった。このように述べていた。すなわち、小農は剰余価値を生産しない、だから小農の価値生産額は資本制生産であらわれている V をこえることはない。またその V が小農にも保障されないと農民の生活が維持できないから小農の価値生産額は V を下まわることもない、それゆえに小農の価値生産額は V に一致する、と。前の点についていえば、これははじめから証明されるべきことを前提にしてしまっているという重大な誤りをおかしている。小農の価値生産額が資本制生産の V と同じであるという、まさにこれから証明したいことを前提にしないかぎりこのような結論はでてこないのである。後の点についていえば、これはまたきわめて初歩的な誤りにおちいつている。商品の価値とその生産者の維持に必要な価値とを混同してしまったのである。

このようになったのは、問題の解決にあたって採るべき必要な視点を十分にみ

つけえなかったためであるが、前稿におけるこのあたりの叙述は全面的に修正しなければならない。

- 1) 「剰余価値」というのは、「剰余労働」ないしは「剰余生産物」の価値的表現である。したがって、これは本来的に、労働が価値に全面的に結実する資本制生産に固有で、ここでだけ用いられるべき概念である。しかしそのことを承知したうであるならば、そしてその方が理解を容易にするならば、それ以外の生産様式においても、「剰余労働」、「剰余生産物」のことを擬制的に「剰余価値」と表現することは許されるであろう。小農にはそれが無いと私はいうのであるからここでは問題にならないが、以下の叙述で、あるいは「剰余労働」、「剰余生産物」とした方が正確と思われるところでもそうはせずに「剰余価値」と述べているのは、その方がわかりやすいと考えてかかる擬制的用法に従ったからである。これはマルクスにもみられることで彼も奴隷制や封建制を論ずるところでしばしば「剰余価値」という言葉を用いている（マルクス『資本論』、前掲邦訳、第三部（下）、1102頁以降）。すでに使用してきたC、Vも同様である。
- 2) 小農にも剰余価値の生産があるとする通説は前稿においてもいくつか紹介したが、比較的最近のものとしては日本の米価を論じた次の一文もそうである。「もし剰余価値率を100%と仮定し、150キロ当たりの米の費用価格4万2,000円のうち自家労賃部分が2万1,000円であるとすれば、150キロ当たり米の商品価値は6万3,000円ということになる。……算出された150キロ当たり米の商品価値が6万3,000円であるとすれば、生産者米価は4万2,000円台であるから、けっして生産者米価が『高米価』とはいえない」（常盤政治『農産物価格政策』、家の光協会、1978、176～177頁）。
- 3) マルクス『資本論』、前掲邦訳、第三部（下）、1154頁。
- 4) 前稿に対して、井上周八氏から、小農も剰余価値の生産をするという通説的理解にたつ批判をうけた（井上周八「価値論と差額地代論における基礎的諸問題」、『立教経済学研究』、第34巻第3号、1980、208～210頁）。私にしてみれば残念なことであるが、その原因は私の説明のまずさにあったと思う。
- 5) 井上氏の私に対する批判はこの点にかかわってである。

3. 小農の価値生産額がVであり、農産物価格がC + Vである理由

前稿での問題点のうち、補足すべきところからとりあげることにした。

私は、前稿ではたしかに小農においても「剰余」の存在を認めているかのよう

なことを述べた。だが注意したいのは、その「剰余」とは、あくまでも直接的生産者が自分の生産した農産物を食料としてそのまま消費する量、いいかえると単に自分の労働力を生理的に維持してゆく（肉体を維持してゆく）うえで必要な使用価値量を基準にして考えたときのものであるという点である。人間がただ自分の肉体を維持してゆくだけというなら、一定期間におけるそのために必要な使用価値の量は、胃の腑の限界があって人間以外の他の動物と同じように歴史をこえてほぼ一定であり、またそれはさほど多くはないであろう。そういうものを基準にすれば、問題にしている小農は封建社会以降にあらわれたものであって、すでに生産力はたかく、直接的生産者の肉体を保つのに必要な使用価値量をこえるほどに多くの農産物を一定の期間に生産しているのであるから、そこでは「剰余」が存在すると私は述べたのである。それが前稿における問題の箇所での前段の議論である。

ところで——議論を後段にうつすと——、人間が生きてゆくために必要とするものは食料だけではない。人間が社会のなかで生きてゆくためには単に肉体を維持するということだけではすまされず、これにさらに食料以外の諸使用価値の消費、たとえばそのなかでも最も人間的なものをあげれば、精神的・文化的な面にかかわる使用価値の消費といったものがつけ加わっていなければならない。これこそ他の動物とはちがう人間の生活である。そして、この面での消費というものはその量的増大に上限はなくどれだけでも拡大しうるし——食料の場合には胃の腑の限界があってそうはいかないが——、それが大きくなればなるほど人間の生活はより人間的になることを意味している。

小農がこのような消費物を得るのは、たいていは自分の生産物のうち自らの直接的な消費をこえる部分、すなわち上の意味での「剰余」部分とそれらとを交換することによってである。ということは、小農が人間的な生活をしようとすればますます多くのこの「剰余」部分を生産しなければならないということである。「剰余」部分が多ければ多いほど、小農は多くの食料以外の消費物を交換によって得ることができるからにはほかならない。これがこの生産様式においても生産力

が引き上げられる直接的な動機である。このようにみえてくると、小農の生産物のうち自身の肉体を維持するうえで必要な量をこえる部分というものは、単に肉体を維持してゆくという観点から見れば「剰余」であっても、食料以外の諸使用価値の消費の必要という人間の特性を考えれば、それは決して「剰余」などではなく、人間の生活にとって欠かせない必要部分であるということが明らかである。すなわち、ここには本来的に「剰余」などというものが発生する余地はまったくないのである。

かくしてまとめると、小農においては一定の期間内にいかに生産力があがっていかに多くの使用価値量を生産しようと、それは決して剰余価値の生産につながるのではない。それは単に必要な部分の拡大を意味するのみである。「強制労働」がないこの状態では、それはあくまで必要部分の拡大であって、その範囲内のことでしかないのである。¹⁾

私が前稿の当該の箇所（とくに後段）でいわんとしたことの真意はこれである。²⁾ さきに「剰余」の存在を認め、またあとでそれを否定したというような矛盾したことを述べたのではないのである。以上、補足しておきたい。

次に、前稿の問題点のうち修正を要するところに議論をうつそう。

一定の期間に小農が生産する価値額と資本制生産のなかで現実にあらわれている同じ一定期間の労働力の価値（V）とが同じ大きさであることの論証にあたっては、労働力の価値がいかにして定まるかを論じた以下のマルクスの文章が参考にされなければならない。

「労働力の価値は、労働力の所有者の維持に必要な生活手段の価値である。ところが労働力は、その発現によってのみ自らを実現し、労働においてのみ自らを実証する。しかるに労働力の実証たる労働によっては、人間の筋肉・神経・脳髄などの或る一定分量が支出されるのであって、これはふたたび填補されねばならない。この支出の増加は収入の増加を条件とする。労働力の所有者が今日の労働を了えたならば、彼は明日も、力や健康の同じ条件のもとで同じ過程を反復することが出来なければならぬ。だから生活手段の総額は、労働す

る個人を労働する個人として、彼の正常的生活状態において維持するために充分でなければならぬ。食物・衣服・暖房・住居などのような自然的欲望そのものは、一国の気候的その他の自然的な諸独自性に依りて相異なる。他方において、いわゆる必然的欲望の範囲は、その充足の仕方と同じように、それ自身一の歴史的産物であり、したがってまた大部分は一国の文化段階に依存するのであり、なかんづく本質的には、如何なる条件のもとで——したがって如何なる慣習や生活要求をもって——自由労働者の階級が形成されたかということに依存する。だから、労働力の価直規定は、他の商品の場合とは反対に、一の歴史および精神的な要素を含んでいる。だが、一定の国にとっては、一定の時代には、必要生活手段の平均範囲が与えられている。³⁾

この文章が教えていることはこうである。すなわち、資本制生産のなかで労働力の価値（一定期間の）として決定される価値額は、賃労働者の肉体の維持といった生理的な面はもとより、さらに精神的・文化的な面を加えての必要生活諸手段の価値総額に等しく、したがってその額は、どのような生活水準をもった者が賃労働者になっているのか、つまり当の賃労働者はその前身においていかなる生活程度——生理的な面に加え精神的・文化的な面での生活手段をどれくらい必要とする生活なのかその程度——をもっていたのかということによって規定される、と。だからいいかえるとこうなるであろう。労働力の価値（一定期間の）は、賃労働者がそれになる前にもっていた生活水準——生理的および精神的・文化的の両面での生活諸手段の必要度合——を賃労働者になってからも維持できるような額に、それゆえに、賃労働者がそれになる前に同じ一定期間に取得していた価値額と同じになるように決定される、と。⁴⁾

では、一般的に、その生活水準（取得価値額）が労働力の価値を決定する賃労働者の前身とはいったい主に何だといえるのであろうか。私は、それは小農だと思う。というのは、過去においても現在においても、賃労働者の前身としては小農が最も多いと判断されるからにはほかならない。かって、資本制生産の出発点にあたる本源的蓄積過程で創出された賃労働者はその多くが以前は小農で

あったし、またその後、いま問題にしている小農と資本制生産とが一緒に存在するような場合においても、新たに賃労働者化するのはいは小農からである。それらの事実から、賃労働者の前身は主に小農であるといつてよいと思うのである。だからつまるところ、一定期間の労働力の価値は、賃労働者が小農であった当時にそれと同じ期間にどれほどの価値額を取得していたかによって規定されるということになる。

それでは次に、小農の取得する価値額とはどのようにして決まるのであろうか。これは言い換えると、小農が生産する価値額が市場でどれだけ実現されるかという問題である。小農の生産物も労働の生産物であるから一定の価値額を有するのであるが、それが市場でどんな価格をつけて売られるのか、このことが小農の取得価値額を決定する事項である。

小農における商品の交換法則は、等価値交換すなわち商品はそのもつ価値額どおりの価格で販売されるというものである。この論点は、既述のように、前稿でも私の議論展開の重要なよりどころをなしていた事柄であるが、商品の需要と供給とが一致する正常な状態ではこの価格法則が貫徹するはずである。マルクスそしてエンゲルスはいつている。

「その価値またはほぼその価値での諸商品の交換は、生産価格での交換 — そのためには一定高度の資本制的発展が必要である — の場合よりもはるかに低い段階を要求する。……だから、価値法則による価格および価格運動の支配は別とし、商品の価値を理論的にのみならず歴史的にも生産価格の先行者と看なすことは、まったく事態適応的である。このことは、生産手段が労働者に属するような状態に妥当するのであって、こうした状態は、古代世界でも近代世界でも、みずから労働する土地所有農民の場合、および手工業者の場合に見られる。」⁵⁾

「農民も、農民に売った人々も、みずから労働者〔直接的生産者〕であり、交換された財貨は各人の自己生産物であった。これらの生産物の製造に彼等は何を充用したか？労働であり、労働だけである。道具の填補のためにも、

原料を作るためにも、その加工のためにも、彼等は自分自身の労働力以外には何も支出しなかった。だから彼等のかかる生産物を他の労働しつつある生産者の生産物と、それらの生産物に費された労働時間に比例させて交換する以外に仕方がありえようか？ これらの生産物に費された労働時間が、交換されるべき大いさの量的規定のための唯一の適当な度量基準だったばかりではない。総じてそれ以外の基準はありえなかった。さもなければ、ひとは、農民や手工業者は一方の十時間労働の生産物を他方のただ一時間労働の生産物と交換してやるほど馬鹿だったと信ずるか？ 農民的自然経済の全時代にわたり、交換される諸商品量がそれらに体化された労働量によってますます度量される傾向をもつような、そのような交換以外の交換はありえない。」⁶⁾

小農における商品の交換は等価値交換（商品の価値どおりの販売、すなわち価値＝価格）であるということは、商品の価値は移転価値部分（C）プラス新たに投入した労働が形成した価値部分であるから、それがそのまま実現されるということである。この法則がこの場合に明らかにすることは、一定期間における小農の取得価値額はその期間中に小農自身が生産した価値額に等しいということ、これである。実現されたC部分プラス新たに形成された価値部分のうち、C部分は生産諸手段の補填にあてられねばならないからこれを除くと、小農が自らの労働投入によって新たにつくりだした価値部分がそっくり小農の取得価値額をなすからである。小農が自らの生産物をすべて売りに出すとすればこのことはまったく明白であるが、そうではなくても、それゆえにいま想定しているように小農は自分の生産物のうちある部分は自ら消費し、残りの部分のみを売りに出すという事態のもとでも、ことは同じであろう。売りに出した部分が価値どおりの価格をつけ、それだけの価値額を小農にもたらすのであれば、自ら消費した農産物部分についても——こういうときはこの部分は実際には価値も価格ももたないのであるが——類推的に評価することによって、やはりその部分のもつ価値額に等しい大きさの価値額を小農にもたらしているといえるからである。すなわち、この場合も双方の合計としては、生産物をすべて売りに出したときと同じ結果になるわ

けである。⁷⁾

さて、議論を労働力の価値規定の問題にもどすと、以上から明らかなことは、一定期間における労働力の価値（くりかえすが、たとえば労働力の日価値とか年価値とかいう意味）は、賃労働者が小農であったときに同じながさの期間に生産していた価値額に一致するように決定されるということである。労働力の価値（ V ）は、賃労働者がそれになる前に、いいかえるとその前身当時に取得していた価値額に等しく、そして賃労働者の前身とは具体的には小農であり、その小農が取得していた価値額は自らが生産していた価値額に一致するというのであれば、はじめとおわりにあたる労働力の価値（ V ）と小農の価値生産額とが同一になるというのは容易に導かれる結論である。反対にみれば、小農は賃労働者になる前は V の額の価値生産をしていたということである。

この規定は少し敷衍すると、社会ですでに資本制生産が発展しているにもかかわらず、まだ賃労働者化（一部は農業資本家化）しないでそのまま残留している、それゆえに資本制生産と共存している小農についても及ぼすことが可能であろう。資本制生産と一緒に存在している小農の価値生産額も労働力の価値の規定者としての小農のそれと同じく V である、と。

もちろん、このことは厳密に問えばそれほど簡単に言っているとは思われない。というのは、この場合、すでに資本制生産があるということは、そこには賃労働者が実在し V の大きさが定まっているということであるが、その V を決定した小農、つまり賃労働者化する前に V の価値生産をしていた小農と、そしてまだ残留し問題にしている小農とは同じ小農といえども明らかに別個のものであり、また双方の価値生産額を計る時点も異なっていて——一方は賃労働者化する時点、他方はそれよりもあとの時点——、さきに賃労働者化した小農の価値生産額が V であったとしても残っている小農のそれが V に一致する根拠はどこにもないからである。これまで示してきたように、 V の大きさは賃労働者の前身としての小農によって与えられるから、 V が成立している時点からみれば、その額を決定したのは消滅してしまった言わば過去の小農である。これに対して問題に

している小農は現存のものである。当然に二つは互に別々の小農であり、またそれらの価値生産額を計る時点も異なってくる。小農が別々であれば、各々のもつ生産条件が異なっていて、一定期間における価値生産額が互にちがうことが予想されるし、価値生産額を計る時点が異なってその間に時間的な隔たりがあれば、仮にはじめは同じ価値生産をしている小農同士であったとしても、一方が賃労働者化した後、他方が存続している間にその小農のもつ生産条件を含む諸条件が変化して、同じ期間におけるそれぞれの価値生産額がかわってくるということが考えられる。それらのことから、さきに賃労働者化した小農がそうなる前の一定期間に生産していた価値額（ V ）と、あとに残って資本制生産と共存する小農が同じ一定期間に生産する価値額とが同じになるとはなかなか言いにくい事情にあるのである。

それを承知であえて双方の額が同じであるとするのは、結局のところ、理屈の上では確かにそうではあっても、実際上はそれらによって生ずる差異はごくわずかなものであって、この場合はみないでおいても差し支えないと判断するからである。

小農は同じ小農同士であれば、まったく同じ内容の生産をしているということはないまでも、それらはだいたい似たような生産条件を持って似たような生産を行っているのが通例である。とすれば、それらのもつで一定の期間に生産される価値額についても平均的なものを考えれば互に同じようなものであって、小農が異なることによって各々の間に著しい価値生産額のちがいが生れるということはない。それらは概ねどれも同じとみて大過はないのである。——これが、小農が異なるにもかかわらず、そこに価値生産額のちがいをみる必要はないと判断する理由である。

資本制生産と共存する小農もそのまま留まるというわけではなく、少しずつ継続的に賃労働者化していつている。このことは、 V の規定という観点からみれば、資本制生産と小農とが共存する期間をとおしてずっとくりかえし V の規定がし直されているということである（前に規定された V の額と新たに賃労働者化する小農の価値生産額とが同じであれば、すでに確定している V の額をさらに念押

しするということになるが、もしちがっていればVの額の改訂をするということになる)。そうであれば、資本制生産と共存している小農の価値生産額をいつ問題にしようと、Vの最も新しい規定がなされた時点がその時点からきわめて近い過去につねにあるということになる。ということは、現存している小農の価値生産額を計る時点と、Vの確定時点、したがってその規定者としての(消滅した)小農の価値生産額を計った時点との時間的隔たりというものは、実際上は非常に短くて、この間に存在する小農の生産条件を含む諸条件が変化するなどということとは殆ど考えられないということである。すなわち、この程度の時間的隔たりならば、価値生産のあり方に変化をみる必要はないのである。—これが、小農の価値生産額を計る時点がちがっていようと、それによつては双方の額に相違をみることはしない理由である。

かくしてまとめれば、この場合は、小農が異なってもそこにおける価値生産額は同一とみ、またそれを計る時点に少々の時間的隔たりがあつても、そのことは双方の額にちがいを生じさせるようなことはないとみて、さきに賃労働者化した小農の一定期間における価値生産額と、残存している小農の同じ一定期間における価値生産額とは同じ額、つまり前者がVである以上、後者もVであると論定するものである。

この結論こそが、私が資本制生産と小農とが共存する場合、小農の価値生産額はVであつてそこには剰余価値の生産はないと主張する理由である⁸⁾。一定期間における小農の価値生産額がどれだけであろうと、労働力の価値であるVの方がそれに一致するように定まるのであるから、小農の価値生産の側からみれば、その額がどんなものであろうとつねにVであるということになるのである。前稿でのこの点に関する叙述は以上のごとく修正されなければならない。

最後に本稿の冒頭でみた小農制下の価格法則にも言及しておく、一定期間における小農の価値生産額はVであり、したがって、その期間に生産される農産物量を一単位とすれば、その農産物商品一単位の価値は生産諸手段の移転価値部分⁹⁾(C)とあわせてC + Vである、そしてそれが価値どおりに売られるため、農産

物価格は $C + V$ （費用価格）水準に定まる。この問題に対する私の考え方はこれである。

くりかえしになるが、私の主張点を明確にするため、これまでに述べてきたことをもう一度、整理しておきたい。

小農は生産手段をすべて自分で所有しているから、ここには他人からかりたてられてする「強制労働」というものはなく、生産された生産物はぜんぶ彼のものである。この生産物を使用価値の側面からみると、生産力があがればたしかに小農のもとでは彼が直接的に消費する量をこえる使用価値量が生産されうる。だがその余分の部分は彼が他の種類の生産物との交換をとおして精神的・文化的な面での消費物を獲得するためのものであって、決して彼にとっての剰余を意味するものではない。そうではなくて、かかる理由からその部分も直接的な消費にあてられる部分と同じく、明白に小農にとっては必要部分をなす部分である。小農の生産物を価値の側面からみても同様である。小農の生産物は一定の価値額を有するわけだが、同じ理由によってそれはすべて小農の必要部分である。

すなわち、小農はこの生産様式でいかに多くの使用価値を生産しようと、どれだけの価値を生産しようと、人間の欲望の範囲は無限に大きくなりうることを考えれば、それはぜんぶ彼の必要部分であって、ここには剰余生産物ないしは剰余価値といったものは微塵も生じないといわなければならない。使用価値の側面からみても、価値の側面からみても、その生産量増大は単に小農の必要部分の拡大を意味するのみである。

ところで、この段階における商品の交換法則は等価値交換である。ということは、正常な状態では、小農は自分の商品を売る場合はその価値（移転価値部分の C プラス自らの投入労働が形成した価値部分）どおりに売ることである。したがって、ここで一定期間をくぎってその期間における小農の取得価値額が問題になるとすれば、それは、実現された価格（＝価値）から移転価値部分の C を除いた残り、すなわち彼がその期間中に自分で生産した価値額に等しい額という

ことになる。このことは小農が自分の生産物をすべて売るといような場合はきわめて明快だが、一部を売らないで自らの直接的な消費にあてるという場合も、その部分について類推的な評価をくだせば結果は同じことである。

次に、資本制生産における労働力商品について、その価値額（ V 、一定期間の）はどのようにして決定されるのかという点に議論をうつすと、その額は賃労働者がそれになる前にもっていた生活水準を保つように、換言すると賃労働者がその前身当時に同じ一定期間に取得していた価値額に一致するように決定されるということが出来る。それで、賃労働者の前身とは歴史的事実として小農であることが殆んどであるからこれが重要な意味をもち、一定期間の労働力の価値は、賃労働者の前身としての小農が同じ期間に取得していた価値額に一致するということになる。ということは、上にみたように一定期間の小農の取得価値額はその間に自らがつくりだした価値額に同じであるから、つまるところ、一定期間の労働力の価値は賃労働者化した小農がその前の同じ期間に生産していた価値額に一致すると結論できる。

この小農は賃労働者化をしてしまった言わば過去の小農である。したがって、これはいま問題にしている資本制生産と共存する小農とは明らかに別物であるし、またそれぞれの価値生産額を計る時点も過去と現在というように異なっている。だがそのことによって生ずる双方の価値生産額の差異はきわめてわずかと考えられるからこれを捨象すると、この結論はそのまま現存し資本制生産と共存している小農にも適用することが可能である。

かくして、小農と資本制生産とが一緒に存在するような社会においては、一定期間に小農が生産する価値額はその間の労働力の価値（ V ）に同じである。すなわち、小農の価値生産額は V である。したがって、その期間中に生産される農産物商品の価値は移転価値部分の C とこの V とをあわせた $C+V$ である。そして、これも上でみたように——上でこのことを論じたときは、まだ小農の価値生産額を V と規定することはできなかつたため、「自らの投入労働が形成した価値部分」としていたが、いまやはっきりとこれを V ということが出来る——、この段階で

は商品の価値どおりの販売が正常な状態での交換法則であるため、農産物商品の価格は $C + V$ （費用価格）水準となる。以上である。

- 1) マルクスによると、ジェームズ・ステュアートは次のように述べている。このさい重要な発言である。「もし人類が労働することを強制されないならば、彼らはただ自分自身のためにだけ労働するであろう。そして、もし彼らがわずかしき欲望をもたないならば、労働はわずかしき行なわれないであろう」（マルクス『直接的生産過程の諸結果』、岡崎次郎訳、国民文庫、92頁より）。
- 2) 私は別の箇所でも前稿を補うべくこの点を論じたことがある。少しながいが引用して参考に供しておきたい。「このように（小農は剰余価値の生産をしないと）いうと封建制社会（奴隷制社会でも同じ）でも現に剰余労働（『剰余価値』）があるのに、それより生産力があがっているはずのここでそれがなくなるのはおかしいではないか、との疑問がでてくるかもしれない。だが、この疑問は、労働者の生活費（労賃）を自然的、固定的に考えたことから生ずる謬見である。労働者の生活費を超歴史的に固定してとらえれば、たしかにこういう意見もでてくるであろう。しかし、それは決して超歴史的に一定しているわけではない。社会によって規定され、様々にかわりうるものである。『労働力の価値は、労働力の所有者の維持に必要な生活手段の価値である。……いわゆる必然的欲望の範囲は、その充足の仕方と同じように、それ自身一の歴史的産物であり、したがってまた大部分は一国の文化段階に依存するのであり、なかんずくまた本質的には、如何なる条件のもとで——したがって如何なる慣習や生活要求をもって——自由労働者の階級が形成されたかということに依存する』（マルクス『資本論』、前掲邦訳、第一部（上）、320～321頁）。だから、強制労働のないこの社会では、以前に封建領主が取得していた部分も、さらに生産力のあがらない部分も労賃のなかにくみこまれ、労働者の取得するところとなるのであり、それだけ労働者の生活は豊かになるのであるが、それがこの場合の労賃の水準であり、ここでのふつうの必然的欲望の高さなのである。それだけ、労賃の中身が社会の進歩によってふえたということである。この意味で、剰余価値などまったく成立の余地をもたないのである。この問題は、とくに使用価値とのかかわりで誤解を生じやすいので、もう少し付言しておく、使用価値の面についていえば、人間社会のある時期からは生産者自身の消費をこえる剰余部分は必ず存在するはずである。『労働の維持費以上に、労働生産物のある剰余ができ、この剰余から社会的生産元本・予備元本がつくられ、それが増加してゆくことが、一切の社会的、政治的および知的な発展がつづいてゆくための基礎であったし、いまもそうである』（エンゲルス『反デューリング論』、前

掲邦訳、(下)、82頁)。だから、その見地からすれば、この場合も剰余が必ずあるはずであり、そうなればそれに相当するものとして剰余価値があってしかるべきで、これを否定するのはまちがいのとも思える。だが、それはそうではない。たしかに、人間が生きるための肉体的最低限度の使用価値が問題になるとすれば、いつの時代にも剰余はあるであろうし、ことに生産力があがればそのことはますます確かなことになる。けれども、労働者自身の生活、必然的の欲望もまた変化し、拡大してゆくことを忘れてはならない。したがって、生産力の増大は、そのまま労働者の生活向上に役立たされるのみである。かりにある種類の生産物の生産について、生産者の現実の消費以上のものがつくられたとしても、それは自分が生産していない別の種類の生産物との交換ということをとおして、やはり彼の生活の必要部分をなすはずである。この生産者は生産手段の自由な所有にもとづく強制のない生産であって、あくまで生産者自身のための生産であることを銘記すべきである。『剰余価値は超過生産物において自らを表示するとはいえ、その逆に、生産物の分量の単なる増加という意味での超過生産物が剰余価値を表示するわけではない』（マルクス『資本論』、前掲邦訳、第三部、(下) 1109～1110頁)。『生産物量または使用価値量そのものは、価値についても、剰余価値についても、利潤についても、けっして決定的ではない』（マルクス『剰余価値学説史』、『マルクス=エンゲルス全集』、前掲邦訳、第26巻Ⅱ、484頁)。もし、強制もないのに剰余があるとしたら、誰かがこれを消費せねばならず、マルサス流の不生産階級弁護論でも展開せねばならないであろう。かくて、ここでは、範疇としての剰余価値は絶対にありえないのである」（拙著『地代理論の諸問題』、法律文化社、1981、263～264頁）。

- 3) マルクス『資本論』、前掲邦訳、第一部(上)、320～321頁、傍点——引用者。次の一文も同旨のことを述べたものである。「労働力の価値または労働の価値は、ある種の特徴によって他のすべての商品の価値と区別される。労働力の価値は二つの要素によって形成される、——その一方は単に生理的なものであり、他方は歴史的または社会的なものである。その窮極の限界は生理的要素によって決定される。詳しくいえば、労働者階級は、それ自身を維持し再生産するためには、その肉体的存在を永続させるためには、生活および繁殖のために絶対に必要かくべからざる必需品を受取らねばならぬ。だから、これらの必要かくべからざる必需品の価値は、労働の価値の窮極の限界をなす。……この単に生理的な要素のほか、労働の価値はどの国でも、伝統的な生活水準によって決定される。それは、単なる生理的生活ではなく、人々がそこで住み育てられる社会的諸条件から生ずる一定の欲望の充足である。イングランド人の生活水準も、アイルランド人の生活水準まで引下げれば下げられるし、ドイツの農民の生活水準も、リヴォニアの農民のそれまで引下げれば下げられる。歴史的伝

統および社会的習慣がこの点で演ずる重大な役割については、諸君は、ソー トン氏の『過剰人口』にかんする著述から学びうるのであって、この書で彼が明かにするところによれば、イギリスの種々の農業地方における平均賃銀は、それらの地方が農奴制の状態から脱したときの事情のよしあしに応じて、今日もなお多少の相違があるそうである」（マルクス『賃銀・価格および利潤』、長谷部文雄訳、岩波文庫、86～87頁）。

- 4) このことがいえるためには、賃労働者が生れる前と後において生活諸手段の価格が不変であるということが不可欠である。ここでそれをあえて断らないのは、それに要する時間というものは実際上きわめて短いのであって、むしろその点は当然のこととして前提してよい事柄と判断するからである。
- 5) マルクス『資本論』、前掲邦訳、第三部（上）、266頁、傍点——引用者。
- 6) エンゲルス「『資本論』第三巻への補足および補遺」、マルクス『資本論』前掲邦訳、第三部（上）、52頁。
- 7) 理解を容易にするためには、小農が自分の生産物のすべてを価値どおりの価格で一たん売り、だから一定期間における自らの生産額に等しい価値額を一度、実現・取得し、その取得した価値額の一部を使って消費に必要な農産物を、また価値どおりの価格で買いもどしたと考えてもよいであろう。一定期間に自分が生産した価値額に等しいものを一たん取得するというのであるから、こちらの方がわかりやすいかもしれない。
- 8) 多くの小農のなかには、平均的なものにくらべると、独自にすすんだ生産方法などをもって同じ時間内に例外的にたくさん価値を生産するというような小農がでてくることがある。その場合は、小農は剰余価値の生産はしないというこの規定にもかかわらず、 V 以上の価値生産、すなわち剰余価値（特別剰余価値に類するもの）の生産を認めないわけにはいかないであろう。もとより、そのことはこの規定と矛盾するものではない。というのは、それはきわめて例外的・一時的——他の小農もその生産方法を採用するに至れば、剰余価値部分は V に吸収されるかたちで、したがって V を大きくするかたちでただちに消滅する——な場合のことであって、一般的・恒常的にそうであるといっているわけではないからである。一般的・恒常的には小農の剰余価値生産などということは絶対にありえないことである。ただ、例外的・一般的にはそれもありうるというのみである。議論に矛盾はないのである。

ついでながら、土地に優劣がある以上、優等地を耕す小農にもたらされる差額地代についても一言しておこう。優等地を耕す小農には劣等地を耕すそれに比してたしかに V 以上の価値取得、その意味で剰余価値の取得がある。しかもこの場合は例外的・一時的ではなく、優等地を耕していれば一般的・恒常的にある。

だが、これの存在もこの規定と少しも矛盾するものではない。なぜなら、差額地代を形成する剰余価値は市場価値の法則が労働実体がないにもかかわらずつくりだした「虚偽の社会的価値」であって、それは決して優等地を耕す小農が当初から生産した価値部分ではないからである。つまり価値生産という観点からみれば、この剰余価値は小農が生産したものではなく、あとから市場価値の法則がつくりだしたものである。優等地を耕す小農もVだけの価値生産をしていて、なおかつこの部分は別の法則によって発生するのである（「虚偽の社会的価値」の発生機構については、前掲、拙著『地代理論の諸問題』の第二章において詳しく論じてある）。差額地代の存在とこの規定とが矛盾しないのは明らかである。

- 9) 一定の期間に生産される農産物量をまとめて一単位とするのが不自然ならば、通常つかわれる度量単位、たとえば一キログラムといったものを問題にしても事態はまったく同じである。

4. 現状への適用

これまでの考察によって、私は、今日の日本農業においてみられるような現実の農産物価格問題について、その理論的な説明がきわめて容易になったと思う。そこで次に、農産物価格をめぐる実際におこっているいくつかの現象をとりあげて、これに私なりの解釈をほどこすことにしたい。

第一は——これは一般的にであるが——、農民が必ずしも進歩的ではないという現象についてである。このことは、つまるところ小農と資本制生産とが共存しているところでの小農、賃労働者そして資本家の相互の関係という問題であるが、いいうことは、小農が農産物の販売をとおして取得する価値額と資本制生産のもとで働く賃労働者が労賃として取得する価値額とがともにVであって同じであるとしても、そのことは小農、賃労働者の双方が社会のなかで同じ経済的位置づけをもっているということでは決してないという点である。賃労働者は資本制生産のもとで剰余価値を生産し、それが資本家の取得するところとなるのであるから、資本家に対してはつねに対立的な関係をもっている。しかし賃労働者と同じだけの価値を取得するとしても、小農の方はその部分は自らが生産した価値額と一致し、資本家から価値を横取りされるということはない。すなわち、小農と資

本家とはこのかぎりでは対立関係にはならないのである。この点は双方の著しい相異でなければならない。くりかえすと、小農は賃労働者と同じ額のVを取得するという意味で、社会においては賃労働者と同じ経済的位置づけをもつようにみえる。だが剰余価値を生産しない以上、賃労働者と同じではない。それゆえにこそ、小農は賃労働者ではないが、賃労働者的性格をもつと評せられるのである。このことは、資本制生産のなかで小農民が保守的であることの主要な理由であろう。

とはいえ、もし小農の生産する農産物商品の価格が、政策など小農の経済的な努力だけでは抗しきれない力によってその価値水準より押し下げられるとすればこのときは、その力そして資本家に対して小農と賃労働者とが同じ立場にたちうるといふ点もいえる。というのはこうである。まず小農がそうした力に反発するのはあたり前のことである。農産物価格の押し下げは自らが生産した価値の一部を実現不可能にするということであり、それは小農の生活水準を低下させるからにはかならない。ついで賃労働者の側についていえば、すでにみた労賃の決定法則からして、小農の生活水準の低下はそのまま賃労働者の労賃の低下につながることを意味する。¹⁾ どちらにおいても、結局は資本家の取得分を増大させることになる。いいかえると、この場合は賃労働者はもとより（以前よりさらに多く）、小農までも自ら生産した価値部分を資本家に横取りされることになる。そうであれば、小農、賃労働者が同じ立場にたつてこの力に対して、そしてそれによって価値の取得をふやす資本家に対して対立関係をもつのは必然であろう。いわゆる「労農提携」が唱えられるのはこういう事態が背景にあるときではなからうか。

第二は、小農の農産物が論じられるときは、つねに賃労働者の労賃がその比較対象としてひきあいに出されるという現象についてである。一見するに、小農と賃労働者とは異質なものであれば、何もつねに双方の価値取得額が比較される根拠はないようにみえる、なのになぜそうなのか、これは単に便宜上のことだけなのか、という問題である。答はすでにこれまでにしている。明らかにしてきたように、一定期間における小農の価値取得額は賃労働者のそれと一致する必然性が

ある。その場合、さきにはふれなかったが、ここには当然にその期間における双方の労働時間（量）が同じであるということが前提されている。もしこれにちがいがあれば、肉体の消耗度合等が異なるから、一定期間の価値取得額が同じということにはならないからである。すなわち、この場合は、同じ労働時間（量）の労働にたいしては同じ額だけの価値が支払われる、いいかえると「労働の価格」が同じでなければならない理由が存するのである。このことが、小農の農産物価格の比較対象に賃労働者の労賃が登場させられる根拠である。けっして単に便宜上といったことではないのである。

第三は、農産物価格をめぐる出されている最近の農民の主張についてである。なぜこうした主張が展開されているのか、その理由は何か、という問題である。農民運動の指導者である足鹿覚氏は、たとえば次のように言っている。

「農民は『自分たちが生産した農畜産物は自分で値をつけて売ることができず、安く買いたたかれるが、農民が買う農業機械などの資材はすべてメーカーが定価をつけ高く買わされる』ということに強い不満を持っている。これこそが、現代社会における農民と資本との基本的矛盾である。……農民が意欲を燃やして生産できる農産物価格を保障することを何よりも優先させなければならないが、そのためにも農民が価格決定に自ら参加できる保障を確立しなければならないのである。』²⁾

「われわれは、農民に保障する価格水準についてもっとも基本的であり、かつ各作目を通じて統一的に決定しなければならない要素として、その生産に要した家族労働の評価を都市の製造業（規模100人以上）の平均賃金によって行うべきだと主張する。』³⁾

「食糧自給政策と結合した農産物価格政策の確立が、国民の利益にかなっており、それを実現するための手段が農民に団体交渉権を与えることであるという世論を、労農共闘を軸にして広く国民の理解を得て大きくもりあげなければならない。』⁴⁾

今日、日本では多くの農産物が外国から輸入され、農産物の過剰状態が政策的

につくりだされている。そうなれば、それを背景にして決定されている国内農産物の価格は、正常な場合における農産物価値水準（＝費用価格水準）よりもまずまちがいなく低くおさえられているとってよいであろう。これは農民の経済的的努力ではいかんともしがたいことである。そういう認識にたつと、これらの主張の内容は私の立場からはきわめて納得的である。

最初の引用文にある「農民と資本との基本的矛盾」という発言は、まさしく農産物の価格が低くおさえられて、農民のつくりだした価値が彼のものでそのまま実現されず一部が資本に横取りされていることに対して出されたものである。諒解できるであろう。であれば、農民は横取りされている部分を取りもどさなければならない。農民には、農産物価格を引き上げて失われた価値部分を回復させる必要がある。その場合、では具体的にどの程度まで農産物価格を引き上げればそれが果せるか。二番目の引用文ではこの点についてはこういていた。

「その生産に要した家族労働の評価を都市の製造業（規模百人以上）の平均賃金によって行うべきだ、」と。すなわち、農産物の価格は移転価値部分のCとV—その額が、いっているように規模百人以上の製造業の平均賃金であるかどうかはにわかには断じえないが—とを加えた大きさにしろといっているのである。いまVはその額どおり小農の取得するところとはなっていないから、Vが取得できるような農産物価格にしろといっているのである。これこそ、私が最も注目したい発言である。というのは、この主張の根底にあるものは、私が本稿をとおして論じてきたものと同じであると判断できるからである。くりかえすと、農民はV水準の回復をしろといっている。それはいいかえると、農民はVの額が取得できればそれで自らの生産価値額の資本による横取りはなくなり、したがって「農民と資本との基本的矛盾」もなくなると考えているということである。なぜそういう考え方がでてくるのか。それは、小農民はもともとはじめからVだけの価値生産しかしておらず、それ以上の価値（剰余価値）は生産していないからである。だから、そのVすら取得できない現状においてはVの取得が目標にされるのである。これがもし小農にもV以上の価値生産があるとしたらどうであろう。小農にとっ

ては、Vはもとよりそれ以上の価値取得をしないと、それゆえに農産物価格をさらに引き上げないと矛盾を解決することにはならないはずで、当然にそういう主張がなされてしかるべきである。ところが実際にはそういう主張はなされていない。ということは、やはり私の立論のように小農においては剰余価値の生産はないということであり、これはその何よりの証左であるといえよう。

私は、この点についての足鹿氏の考え方がどうなのかを知らないが、表面にあらわれた同氏の主張についていえば、このようなわけで私の立場からはきわめて納得的であり、正当なものと思う。小農にも剰余価値の生産があるとする通説においては、この主張は誤りということになるのであろうか。

そして既述のように、農産物価格が農民にVを補償しない状態は賃労働者にも低賃金を強いることになるため、ここに労農が提携できる条件が生れるが、現在がそういう事態だとみて「労農共闘を軸にして」（最後の引用文）農産物価格を引き上げVの取得を達成しようといっている。これも首肯できるところである。

- 1) 農産物価格の引き下げは、賃労働者の側からみると、とりあえずは歓迎されるべきこととうつるが、——そして事実——労賃の額がかわらない短期的にはそのとおりであるが——、小農民の取得する価値額と労賃とは一致するという法則があれば、究極的にはそうはならない。小農民の生活水準の低下は賃労働者のそれも低下させることになるはずである。
- 2) 足鹿 覚『農産物価格は誰がきめるのか』、風涛社、1978、16～17頁、傍点——引用者。
- 3) 同上、25頁、傍点——引用者。
- 4) 同上、173頁、傍点——引用者。

5. む す び

本稿では、私が以前に発表した論稿の誤りを修正し不足を補うという方法をとって、小農における農産物価格の法則を研究してきた。正直なところ、私自身まだ理論上で不満を感じている箇所があるが、二つの論文で私はこの問題に対する

基準的な考え方は示し得たと考える。

私の立論は通説とは大きく異なるものであるが、明らかにしてきたように通説よりも合理性を主張できるものと思う。あえて提示する所以である。